

議案第8号

入間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

特殊勤務手当の対象業務に家畜伝染病の病原体を有する家畜に対する防疫作業を追加するとともに、対象業務を整理したいので、この案を提出するものである。

## 入間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

入間市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「感染症が」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）が」に改め、「おける」の次に「感染症の患者若しくはその疑いがある者と接する作業又は」を加え、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加える。

- (2) 家畜伝染病の病原体を有する家畜又は家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。